

令和4年2月7日

瀬戸内市議会議員

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和4年2月4日(金)5日(土)
研修会名	第53回市町村議会議員研修会 第1講義 コロナ禍と自治体財政 講師：森 裕之 氏 (立命館大学政策科学部教授) 第2講義 デジタル改革と自治体の個人情報保護条例のゆくえ 講師：庄村勇人 氏 (名城大学法学部教授) 第3講義 これからの大規模災害に備える行政の考え方 講師：室崎益輝 氏 (兵庫県立大学大学院研究科長)
開催場所	オンライン
研修内容	第1講義 コロナ禍と自治体財政 講師：森 裕之 氏 (立命館大学政策科学部教授) ○コロナ禍による自治体財政への影響 ・地方税収の減少、緊急かつ大規模な財政支出、国庫支出金を通じた自治体財政の強力な誘導 ○市町村決算(令和2年度)の概況 ・歳入では、新型コロナ対策の補助金の増加、地方消費税交付金の増加、法人税の減少など ・歳出では、新型コロナ対策事業の増加、会計年度職員制度の施行による人件費の増加、交際費の減少など ・決算収支は実質収支、実質単年度収支ともに黒字 →自治体の黒字には2種類ある。基金の取り崩しによる黒字の自治体は要注意 ○都道府県(令和2年度)の概況 ・歳入では、新型コロナ対策の国庫支出金の増加、減収補

- ・ 填債の増加、法人関係の地方譲与税や地方税の減少など
- ・ 歳出では、新型コロナ対策事業の増加、新型コロナ対策に係る委託費の増加、職員給など人件費の減少など
- ・ 決算収支は実質収支、実質単年度収支ともに全て黒字
→コロナ禍の財政状況は市町村よりも都道府県のほうが財政悪化が進んだ

○2022 年度の一般財源

- ・ 地方財政対策歳入の推移は地方税、地方交付税ともに増加している
- ・ 国のコロナ対策のイメージ
→新型コロナの感染拡大防止、給付や雇用維持・事業継続、経済構造の転換の3つの柱
- ・ 新型コロナが収束していない中、増大する経済構造転換の予算→コロナ対策でない予算が増加

○2022 年度予算における自治体の重要課題

(総務省「令和4年度地方財政対策」から)

- ・ 地域社会のデジタル化の推進
 - ・ 公共施設の脱炭素化の取組等の推進
 - ・ 消防・防災力の一層の強化
 - ・ まち・ひと・しごと創生事業費の確保
 - ・ 地域社会再生事業費
 - ・ 保健所の恒常的な人員体制強化
 - ・ 公立病院経営強化の推進
 - ・ 下水総事業の広域化・共同化の推進
 - ・ 社会保障の充実及び人づくり革命等
- 財政の「正常化」(プライマリーバランスの黒字化にむけて、財政健全化が着実にすすんでいくこと)も進める

○これから自治体はどうしていきべきなのか

- ・ 国による地方財政の締め付けは厳しくなる可能性が大きい
- ・ 財政破綻(赤字財政)を避けることを前提
- ・ 予算配分の効率性、生産性の効率性の2つから判断する
- ・ 国が設定する重要課題や財源措置を巧みに利用していく
- ・ 地域・自治体での優れた実践によって国全体を動かすというスタンスで行財政運営に取り組む

第2講義 デジタル改革と自治体の個人情報保護条例のゆくえ

講師：庄村勇人 氏 (名城大学法学部教授)

○自治体の個人情報保護制度→地方が先行してきた

○2021年5月デジタル改革関連法に基づく個人情報の一元化

- ・自治体の個人情報保護条例は一旦リセットされた

○デジタル技術の進展の自治体行政

- ・デジタル技術利用の背景→民間サービスと公的部門の差
行政の業務不可の軽減

- ・デジタル技術の進展 コンピュータによる業務の効率化

↓

インターネットを利用したサービス

↓

データから新たな付加価値を生み出す

- ・ICTからデジタル技術へ
- ・あらゆる部門が対象として変容する
- ・自治体職員に求められる点も変容する

○個人情報保護制度とデジタル化政策

- ・個人情報保護の考え方とプライバシー概念
→プライバシーの理念 人権としての「自己情報コントロール」権

- ・基本は「憲法13条、すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

- ・2021年改正前の個人情報保護制度概説
→すべての市町村・都道府県で制定している、2003年個人情報保護関連5法に基づいている

- ・議会においては、議会独自の個人情報保護条例を制定することもある

- ・2021年に「個人情報保護法の改正」と「デジタル改革関連6法」が成立している

→デジタル改革関連6法の成立で「デジタル庁」が内閣に設置される、強い権限を持つ庁になっている、番号法にかかる基本政策の企画立案・推進事務も所掌、国の統制強化につながる

→個人情報保護法の改正で全国的な共通ルールを法律で規定する、一元化でデータ利活用の活発化がされる、自治体の条例は一旦リセットされる

○自治体行政のデジタル化への評価

- ・個人が重要視されず、情報が重要視されることが危惧される

- ・住民自治を実現するための手段として積み上げてきたことの意味を考慮されていない
- ・条例制定権が制限される→「特に」必要な場合のみ可能
- ・個人情報の保護は国が法律で行わなければいけないことなのか？

第3講義 これからの大規模災害に備える行政の考え方

講師：室崎益輝 氏（兵庫県立大学大学院研究科長）

○大規模災害の時代

- ・災害の多様化と複合化
→多様な災害が襲ってくる時代
自然災害だけでなく人為災害も、さらには感染症や犯罪なども起こっている
- ・災害の巨大化と頻発化
→自然の凶暴化と社会の脆弱化が同時進行し、災害の激甚化、巨大化、頻発化、長期化が進んでいる
- ・西日本での地震の発生
- ・豪雨災害のリスク

○社会の変化

- ・家庭の浴槽での溺死者の増加
→一人暮らしの高齢者の増加
- ・少子高齢化の進展
- ・社会的つながりの衰弱
- ・自治体の職員数の変化
→減少している

○防災システムの変化

- ・新たな防災減災は「公衆衛生」「連携協働」「個別対応」「個別避難計画」「生活防災対応」「地区防災計画」が求められる時代に
- ・行政主導から官民協働へ
→行政が本来やらなければならないことが民間に

○自治体の防災態勢

- ・財源と人材の確保がネックで実質的な改善が図れていない
- ・自治体の減災力の低下
→権限の縮小、業務の肥大、防災職員数の減少、広域合併の弊害など

○これからの課題

- ・過去の大震災からの教訓を生かせず、同じ過ちを繰り返

	<p>している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減災の取り組みを展開しなければならない ・事前対応、緊急対応、事後対応をしなければならない ・地域防災計画と地区防災計画を充実させる →地域の実態に即した取り組み、みんなが主人公になる 取り組み、生活に根差した取り組み <p>○行政に求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害や未経験の災害に行政の過去の経験や能力が生かしきれなくなっており、新しい考え方が求められている ・行政の防災計画が「絵に描いた餅」になっている →できないことを「やるべきこと」として書く傾向がある ・自治体住民との距離を近くする必要がある →被災した場合、さまざまな相談や申請ができるようにワンストップセンターを設置できるようにする
<p>所感</p>	<p>○第1講義</p> <p>自治体財政は専門的な言葉も多く、仕組みなどもわかりにくい。「自分の思いを実現するためには、財政の知識を持ち、議会活動していくことが重要」と話されていた。繰り返し学び続けることの重要さを感じた。議会や委員会にて財政上の仕組みなども把握し、指摘、提案することで、より実現可能な政策の提案や政策の変更につながる。</p> <p>○第2講義</p> <p>デジタル化は避けられないことである。法律を変更し、国が考える方向に着実に動いている。同時に進められている個人情報保護は、国民が望んできた方向とは違う方向に進んでいる。自分の知らないところでプライバシーの侵害が行われる可能性もある。国が進めていることは住民の福祉向上のためではなく、デジタル化による情報管理、国民の管理をする方向に向いているように感じる。議会や委員会では取り上げにくく、わかりにくいと思うが、できるだけ国の動きを知り、関心を持ち、憲法を守るような、国民の望むデジタル化へと進むように声をあげていきたい。</p> <p>○第3講義</p> <p>これからの防災対策は、大規模災害が頻繁に起こる可能性があり、さまざまな災害に自治体に対応していかなければならない。しかし、自治体職員の減少や社会の変容により災害対策が難しい状況にある。自治体を中心に防災意識を高める発信をし続け</p>

なければいけない。しかし、コロナ禍で災害が発生した場合、コロナ対策をしながらの対応になる。議会や委員会で取り上げて、行政と責任の今以上の後退がないようにすることと市民に対する防災や災害対策など意識づけを行う必要がある。

